

7 第3次計画推進体制



(1) 推進委員会、推進チームの設置

第3次計画推進体制を整えることを目的に、推進委員会及び推進チームを設置します。

○推進委員会

第3次計画策定委員等を構成員として設置。計画掲載項目の進捗管理、社会情勢の変化等に伴う修正などについて協議を行います。

○推進チーム

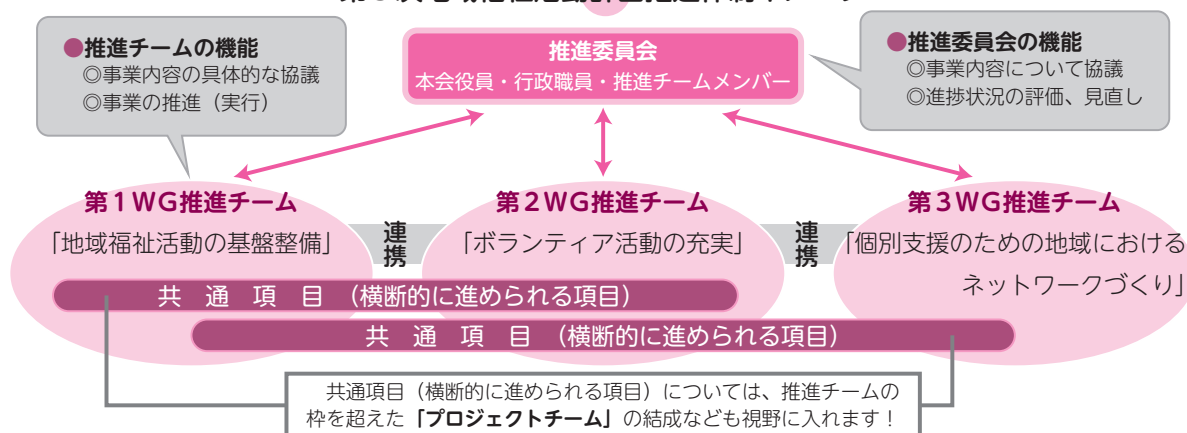
第3次計画で策定時に設置したワーキンググループ単位で設置。推進チーム会議を定期的に行い、第3次計画実施事業の具体的な実施方法についての協議、また、事業を推し進める上での推進エンジンとして位置づけます。

(2) 第3次計画は誰が推進していくのか？

第3次計画は、北区における「福祉課題」の洗い出しを行い、その「福祉課題」をいかにして解消していくかというところに主眼を置き策定してきました。

したがって、本計画に記載した実施項目は、基本理念にもある「誰もが健康で安心して住み続けられるまちづくり」を進めていくための行動計画と位置付けており、北区社協単独で進めていくのではなく、計画策定に関わっていただいた委員のみなさんはもちろんのこと、区政協力委員、民生委員児童委員を始めとした地域関係団体、ボランティア、社会福祉施設、企業、行政機関、地域住民のみなさま、また、第3次計画を推進する段階においても、引き続き、第3次計画に新しい「力」「発想」を持ち込んでいただける方（「社協応援団」）を広く募り、みなさまと力を合わせて、北区全体で「誰もが健康で安心して住み続けられるまちづくり」を推進していきます。

第3次地域福祉活動計画推進体制イメージ



社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が推進する名古屋市北区社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を、住民や関係する多様な機関の参加を得ながら適切かつ効果的に推進するために、名古屋市北区社会福祉協議会第3次地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(実施事項)

第2条 推進委員会は、活動計画の推進について次の各号について協議、活動する。

- (1) 活動計画に掲載された事業の実施及び評価に関する事項
- (2) 社会情勢の変化等に伴う必要な活動計画の修正に関する事項
- (3) その他、活動計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、次の各号に属する委員で構成し、本会の会長がこれを委嘱する。

- (1) 第3次地域福祉活動計画策定委員
 - (2) 第3次地域福祉活動計画推進チーム代表
 - (3) 学区地域福祉推進協議会代表者
 - (4) その他会長が認めた者
- 2 推進委員会に委員長1名及び副委員長若干名を置き、推進委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進チーム)

第4条 活動計画に掲載された事業を実施するために推進チームを設置することができる。

- 2 推進チームについて必要な事項は別に定める。

(任期)

第5条 推進委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 推進委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、本会事務局が担当する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。



名古屋市北区社会福祉協議会 第3次地域福祉活動計画推進チーム設置要領

(目的)

第1条 社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）第3次地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）推進委員会設置要綱第4条第2項に基づき、推進チームについて必要な事項を定める。

(実施事項)

第2条 推進チームは、活動計画推進について次の各号について協議、活動する。

- (1) 活動計画に掲載事項についての協議
- (2) 活動計画に掲載事業の推進
- (3) その他、活動計画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進チームは、次の各号に定める者で構成する。

- (1) 第3次地域福祉活動計画作業部会員
- (2) その他推進委員長が認めた者
 - 2 推進チームは、活動計画策定時に設置したワーキンググループ単位で設置する。
 - 3 推進委員長は、必要に応じて、推進チームにグループリーダーを委嘱することができる。

(会議)

第4条 推進チーム会議は、推進委員長が招集する。

- 2 推進チーム会議は、年3回開催する。

(任期)

第5条 推進チームの任期は、第4次活動計画の策定をもって終了する。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務は、区社協事務局が担当する。

(その他)

第7条 その他必要な事項は、区社協会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月1日から施行する。

